

京都府地域防災計画の主な改定内容について（案）

本年 1 月に発生した大雪による列車立ち往生及び孤立集落の発生等を踏まえ、府の警戒体制等の対策の強化を図るため、地域防災計画の見直しを行う。

○関係機関との検証・協議を経て、課題と対策の方向性を取りまとめ

構成：京都府、府警本部、京都市、各市町村、JR西日本、NTT西日本、関西電力京都送配電、近畿地方整備局、NEXCO西日本、京都気象台ほか



(1) 府の体制整備（京都府）

…資料2-1

■初動体制の見直しが必要 ⇒ より早期に初動対応できるよう安全側に基準を見直し

(2) 帰宅困難者対策（JR西日本、京都府、京都市、各市町村等）

…資料2-2

■平時及び緊急時の連携強化が必要 ⇒ 連絡系統と相互協力体制の確立

帰宅困難の発生抑制から発生時の一時滞在施設確保、物資提供、除雪まで

(3) 孤立集落対策（関西電力、NTT、京都府、各市町村等）

…資料2-3

■電力・通信事業者と道路管理者の連携強化が必要 ⇒ 早期の道路啓開と復旧体制の確立

■孤立危険箇所への事前対策が必要 ⇒ 事前伐採等による倒木対策と備蓄物資の充実

(4) 道路立ち往生対策（近畿地整、近畿運輸局、NEXCO、京都府、各市町村等）

…資料2-4

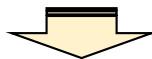
■高速道路や直轄国道に関する規制情報の幅広共有が必要 ⇒ 情報発信と応援体制の確立

■府民、事業者への「備えと外出抑制」呼びかけ強化必要 ⇒ 情報発信の内容・頻度充実

(5) その他

…資料2-5

■農産物、農業用施設の被害防止が必要 ⇒ 降雪前の備えや施設点検の指導・啓発を充実



○地域防災計画の見直し

(1) 府の体制整備に係る地域防災計画の見直し

- ・大雪注意報が発表された段階から本庁と広域振興局に雪害警戒本部及び支部を設置し、早期の警戒体制を整備するとともに、大雪警報発表時は警戒体制を強化する。
- ・また、降雪による車両の通行支障、列車の運行支障又は孤立集落の発生、若しくは発生のおそれがあるときは、本庁と広域振興局に雪害対策本部及び支部を事前設置する。

(2) 大雪時における安全確保のためのガイドライン策定

上記 (2) ~ (5) については、現行の地域防災計画に基づく対策をガイドラインとしてとりまとめ、行政と関係機関で共有する。(地域防災計画の関係部分にガイドラインを位置づけ)

1 帰宅困難者対策（観光客保護・帰宅困難者対策計画等） ※（ ）内は現行の地域防災計画**① 計画運休の実施～広報～代替輸送の確保**

- ⇒ 実施～広報～代替輸送の確保（鉄道事業者）
- ⇒ 「むやみに移動を開始しない」広報（京都府、京都市、各市町村）

② 一時滞在施設の確保～開設・運営～誘導・歩行ルート確保

- ⇒ 駅構内、列車内、駅周辺施設（鉄道事業者）
- ⇒ 公共施設、避難所（京都市、各市町村）
- ⇒ 応援協定締結施設、市町域を超える広域調整（京都府）
- ⇒ 府道、市町村道の除雪（京都府、京都市、各市町村）

③ 水、食料、毛布等の提供

- ⇒ 基本は施設の開設・運営者に準じる（物資が不足する場合は京都府が支援）

2 孤立集落対策（電気ガス施設防災計画、避難に関する計画等）**【平時（予防対策）】****① 倒木対策**

- ⇒ 孤立危険個所の把握と共有（京都府、各市町村、電力事業者、電気通信事業者）
- ⇒ 電柱移設、事前伐採（電力事業者、電気通信事業者）
- ⇒ 道路交通確保の事前伐採（京都府、各市町村）

② 道路啓開

- ⇒ 電柱番号による位置情報の共有（電力事業者、電気通信事業者、京都府、各市町村）
- ⇒ 倒木処理等手順の共有（京都府、各市町村、電力事業者、電気通信事業者）
- ⇒ 融雪剤（塩化カルシウム）の備蓄（京都府、各市町村）

③ 孤立集落対策

- ⇒ 危険個所と世帯数等の把握、備蓄物資（石油ストーブ、自家発電機等）の充実（各市町村）

【大雪時（発生時対策）】**① 避難**

- ⇒ 避難所開設と避難者の誘導（各市町村）

② 道路啓開

- ⇒ 除雪路線の優先順位決定（京都府、各市町村、電力事業者）
- ⇒ 道路除雪、倒木処理（京都府、各市町村、電力事業者）

③ 孤立集落への支援

- ⇒ 安否、世帯数、人数、要配慮者数等の確認（各市町村、京都府）
- ⇒ 仮復旧のための電源車の配置（電力事業者、京都府、各市町村）
- ⇒ 備蓄物資の提供（各市町村、京都府）

3 道路立往生対策（交通規制に関する計画）**迅速な交通規制情報の共有と応援体制の構築**

- ⇒ 近畿地方整備局、近畿運輸局及びNEXCO、京都府、各市町村による支援